

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
告示	ページ
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課）	1
○基本測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	2
公告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2

告 示

高知県告示第546号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち
の室戸市室津及び浮津の区域
小型まぐろ漁業

高知県告示第547号

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司

8の(1)の表中

固定式か れい建網	操業区域6	10月1日か ら12月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
--------------	-------	-------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	---

を

固定式か れい建網	操業区域6	10月1日か ら12月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
いせえび 固定式刺 し網	操業区域7	9月16日か ら4月30日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	許可証に記載 されている船 舶の総トン数	10	漁業権者の 同意のある 者

に改め、8の(3)中

「カ 操業区域6

点の位置

基点甲 以布利港防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布利
・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸
1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業
権漁場区域及びその保護区域並びに点イから磁針方位82度0分の線以北の区域（点イから磁
針方位352度0分の線以東の区域に限る。）を除く。

を

「カ 操業区域6

点の位置

基点甲 以布利港防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布利
・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸

1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業権漁場区域及びその保護区域並びに点イから磁針方位82度0分の線以北の区域（点イから磁針方位352度0分の線以東の区域に限る。）を除く。

キ 操業区域7
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点
基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位207度0分の線及び基点乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域」に改める。

高知県告示第548号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年7月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、須崎市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、檮原町、津野町及び四万十町

高知県告示第549号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年7月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市、安芸市、香南市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村

高知県告示第550号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年7月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
香南市及び吾川郡いの町

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安芸市伊尾木土地改良区から次のとおり退任し、及び就任し

た役員の届出があった。

令和5年8月4日

高知県知事 濱田 省司
住 所

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	黒岩 榮之	安芸市伊尾木772番地22
〃	川島 正秋	〃 〃 12番地
〃	濱田 隆弘	〃 〃 133番地
〃	安養寺孝之	〃 〃 294番地
〃	門田 良雄	〃 〃 263番地
〃	有澤 俊輔	〃 〃 339番地 3
〃	安養寺 勝	〃 〃 451番地 1
〃	西岡 聡	〃 〃 1246番地
〃	山脇 隆	〃 〃 2634番地
〃	有澤 薫	〃 〃 1920番地
監事	有澤 初彦	〃 〃 773番地 1
〃	畠山 敬介	〃 〃 414番地
(就任)		
理事	黒岩 榮之	安芸市伊尾木772番地22
〃	小松 長久	〃 〃 35番地
〃	濱田 隆弘	〃 〃 133番地
〃	安養寺孝之	〃 〃 294番地
〃	門田 良雄	〃 〃 263番地
〃	有澤 俊輔	〃 〃 339番地 3
〃	安養寺 勝	〃 〃 451番地 1
〃	西岡 聡	〃 〃 1246番地
〃	山脇 隆	〃 〃 2634番地
〃	有澤 薫	〃 〃 1920番地
監事	畠山 敬介	〃 〃 414番地
〃	有澤 初彦	〃 〃 773番地 1